

令和4年度 簡易水道事業特別会計予算書  
(当初)

与那国町

議案第 8 号

令和4年度与那国町簡易水道事業特別会計予算

令和4年度与那国町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ220,236千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条 第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、100,000千円と定める。

令和4年3月7日 提出

与那国町長 糸数健一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水 道 事 業 収 入		39,400
	1 水 道 事 業 収 入	39,400
2 分 担 金 及 び 負 担 金		140
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	140
3 繰 入 金		83,285
	1 繰 入 金	83,285
4 諸 収 入		66
	1 諸 収 入	66
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 国 庫 支 出 金		52,000
	2 国 庫 補 助 金	52,000
8 地 方 債		45,344
	1 地 方 債	45,344
歳 入	合 計	220,236

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水 道 事 業 費		76,737
	1 水 道 事 業 費	76,737
2 水 道 事 業 建 設 費		94,959
	1 水 道 事 業 建 設 費	94,959
3 公 債 費		47,540
	1 公 債 費	47,540
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	220,236

「第2表 地方債」

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業 (公営企業債)	13,000	証書借入	10%以内 ただし、利率見直し方式で	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、町財政の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
簡易水道施設整備事業 (辺地対策事業債)	13,000		借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率	
公営企業会計適用債(簡水) (公営企業会計適用債)	19,344			
計	45,344			